

真狩村歯科診療所指定管理者募集要項

令和 7 年 6 月

真 狩 村

A	指定管理者導入の趣旨	
1	趣旨	1
2	指定管理者導入の基本的な考え	1
B	公募の概要	
1	指定期間	2
2	指定管理者の公募及び選定の方式	2
3	選定結果の通知及び公表	2
4	仮協定の締結	2
5	協定の締結	2
C	施設の概要	
1	名称及び所在地	3
2	施設の概要	3
D	管理運営の基準	
1	診療日及び診療時間	3
2	訪問診療	4
3	真狩村が行う保健事業について	4
4	住民の健康管理に関する啓蒙活動	4
5	管理物件	4
6	管理物品	4
E	指定管理者が行う業務の範囲	
1	事業に関する業務	4
F	経費に関する事項	
1	経費に関する事項	5
G	賠償責任と保険に関する事項	
1	賠償責任と保険の加入	5
H	公募に関する事項	
1	指定管理者導入のスケジュール	5
2	公募手続	5
I	応募に関する事項	
1	応募者	7
2	応募書類	8
3	応募にあたっての留意事項	9
J	選定に関する事項	
1	選定基準	10
2	審査項目	10
3	申請資格の審査	10

4 選定方法	10
K 協定に関する事項	
1 基本的な考え方	11
2 協定の内容	11
3 協定書の解釈に疑義が乗じた場合等の措置	11
L 事業計画書・報告書の作成等	
1 事業計画の作成	11
2 業務・事業報告書の作成	11
3 立入検査	11
4 監査の実施	12
5 指定期間満了後の引継業務	12
M 留意事項	
1 事業の継続が困難となった場合の措置	12
N 資料	
1 別紙 1	
真狩村歯科診療所の管理に関する協定書（案）	14
2 別紙 2	
管理物件	24
3 別紙 3	
管理物品	25
別添 備品等（I 種）の更新に係る覚書	28
O 様式	
1 様式第 1 号	29
2 様式第 2 号	31
3 別記様式第 1	32
4 別記様式第 2-1	33
5 別記様式第 2-2	40
6 別記様式第 2-3	41
7 別記様式第 3	42
P 関連条例	
真狩村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例	44
真狩村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則	48
真狩村歯科診療所設置及び管理に関する条例	51

A 指定管理者導入の趣旨

1 趣旨

平成 15 年 6 月に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」という）が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができる制度です。

真狩村では、真狩村歯科診療所の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募致します。

2 指定管理者導入の基本的な考え

- (1) 利用者の多様なニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう創意工夫し、サービス向上を図るとともに、経費削減等の効率的な管理運営に努めるものとします。
- (2) 地域福祉の増進をはかることを目的として設立された公の施設として、その役割を十分に認識し、施設の提供に当たって、公正・公平な取扱いをするものとします。
- (3) 施設機能を最大限に発揮し、施設の利用促進を図るとともに、安全確保と適切な管理運営に努めるものとします。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくものとします。
- (5) 通常の施設内安全はもとより、環境への配慮、危機管理対応を重視し、事故、傷害及び災害に対する防御手段、損失防止措置を講じるものとします。
- (6) 公の施設として求められる責任を理解し、村の施策や活動に協力するものとします。

B 公募の概要

1 指定期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(※ 診療の開始については、令和 7 年 10 月 1 日を目処とする。)

2 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定の方式は、公募型方式を採用し、真狩村指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という)において、応募者から提出された書類審査を行い交渉権者に優先順位を付けて選定します。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知及び公表 選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、村ホームページへの掲載で公表します。

4 仮協定の締結

村は、第 1 順位の交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者候補者として仮協定を締結します。

ただし、第 1 順位の交渉権者と協議が成立しない場合は、第 2 順位以降の交渉権者と仮協定を締結するまで順次協議を行います。

5 協定の締結

村は、仮協定を締結した指定管理者候補者を議会の議決を経て、指定管理者としての指定を行い、本協定を締結します。

C 施設の概要

1 名称及び所在地

(1) 名称・所在

真狩村歯科診療所

虻田郡真狩村字真狩 3 5 番地

(2) 設置目的

ア 歯科診療

外来診療機能を備えた歯科診療所としての役割を担う施設とする。

イ 関係機関との連携

村内における保健医療福祉等の関係機関との連携に積極的に取り組んでいく施設。

2 施設の概要

(1) 構造

施設名 真狩村交流プラザ

鉄筋コンクリート 2 階建

建物内 1 階

(2) 床面積

床面積 6 5 . 7 1 m²

3 設備の概要

N 資料 中（別紙 3）管理物品のとおり。

D 管理運営の基準

1 診療日及び診療時間

(1) 診療日

月曜日～金曜日（日曜日、祝祭日は休診日）

※村長の事前承認により、休診日を変更する事ができます。

(2) 診療時間

月・木曜日 9 時～13 時、15 時～19 時

火・水・金曜日 9 時～13 時、14 時～18 時

※村長の事前承認により、診療時間を変更する事ができます。

(3) 時間外診察

当日の受診者及び定期受診者については、対応する。

2 訪問診療

積極的に実施する。

(現在の状況)

真狩近隣施設(障がい者施設・グループホーム)の協力歯科及び老人福祉施設等。

3 真狩村が行う保健事業について

村との業務委託契約を締結する等し実施する。

(現在の状況)

- ・学校検診：真狩小学校、真狩中学校、真狩高校
- ・法令健診：1歳6ヶ月健診、3歳児健診、就学事前健診
- ・歯ッピ-健診：診療所を会場に実施
- ・無料フッ素塗布事業：年2回
- ・妊婦学級：年3回実施（歯科衛生士）
- ・乳児健診：年4回実施（歯科衛生士）
- ・保育所親子虫歯予防教室

4 住民の健康管理に関する啓蒙活動

村等が実施する行事などに講師として、積極的に協力する。

(現在の状況)

- ・地域支援事業：年複数回の参加（歯科衛生士）

5 管理物件

所在地	虻田郡真狩村字真狩35番地
家屋番号	公共施設により不動産登記はしていない
種類	公共施設
構造	RC造2階建
管理物件	交流プラザ建物内1階「真狩村歯科診療所」
床面積	65.71㎡

6 管理物品

N 資料 中（別紙 3）管理物品のとおり。

E 指定管理者が行う業務の範囲

1 事業に関する業務

本業務の範囲は、真狩村歯科診療所設置及び管理に関する条例（平成17年条例第18号）第4条に規定する業務とする。

2 診療の契約、指定等は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法による指定医療機関

F 経費に関する事項

1 経費に関する事項

N 資料 中（別紙 1）真狩村歯科診療所の管理に関する協定書（案）第6章のとおりとする。

G 賠償責任と保険に関する事項

1 賠償責任と保険の加入

各施設の管理運営に当たり、指定管理者の行為が原因で村又は利用者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負いますが、利用者の求めに応じて村が賠償したときは、村は当該損害賠償の額及び賠償に伴い生じた費用を指定管理者に対して請求することとなります。

保険の加入等詳細につきましては、N 資料 中（別紙 1）真狩村歯科診療所の管理に関する協定書（案）第7章のとおりとする。

H 公募に関する事項

1 指定管理者導入のスケジュール

公募及び選定スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 公募の周知、公募要項の配付 | 令和 7 年 6 月 19 日 |
| (2) 質問の受付期限 | 令和 7 年 7 月 4 日 |
| (3) 質問への回答 | 令和 7 年 7 月 11 日 |
| (4) 応募書類の提出期限、資格審査 | 令和 7 年 7 月 18 日 |
| (5) 資格審査の結果通知 | 令和 7 年 7 月 25 日 |
| (6) 指定管理者候補者の公表 | 令和 7 年 7 月 25 日 |
| (7) 仮協定の締結 | 令和 7 年 7 月(下旬予定) |
| (8) 指定管理者指定の議決 | 令和 7 年 8 月(月上旬予定) |
| (9) 本協定の締結 | 令和 7 年 8 月(下旬予定) |
| (10) 指定管理者による業務開始 | 令和 7 年 9 月 1 日 |

2 公募手続

(1) 公募の周知、公募要項の配付

公募要項は、次により配付するとともに、村ホームページに掲載します（ダウンロード可）。<https://www.vill.makkari.lg.jp>

配布期間	令和 7 年 6 月 19 日(木)
	～令和 7 年 7 月 18 日(金)
	※ 8 時 45 分～17 時 30 分（平日のみ）
	※12 時 00 分～13 時 00 分を除く

配布場所	真狩村役場住民課医療保険係
------	---------------

(2) 質問の受付期限

公募要項に関する質問は、質問書（別記様式 1）に必要事項を記載して、電子メールで本要項の問合せ先のメールアドレスに送信してください。回答は、村ホームページで掲載します。

ただし、応募者の事業運営上の利益が損なわれると明らかに認められる内容は除きます。

また、質問内容が不明瞭なものは、回答しない旨連絡します。

提出期限	令和 7 年 7 月 4 日(金) 17 時 30 分まで
提出場所	真狩村役場住民課医療保険係

(3) 質問への回答

公募要項に関する質問事項の回答は、7 月 11 日（金）までに、村ホームページに掲載します。

(4) 応募書類の提出期限、資格審査

応募される場合は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）及び添付書類を必ず下記期限までに提出してください。

提出期限	令和 7 年 7 月 18 日(金) 17 時 30 分まで
提出場所	真狩村役場住民課医療保険係

(5) 資格審査の結果通知

(4)の提出書類により資格審査を行い、その結果は、7 月 25 日（金）までに郵送等にて通知いたします。

(6) 指定管理者候補者の公表

選定委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者を決定します。選定結果の公表は、村ホームページへの掲載で公表いたします。

(7) 仮協定の締結

優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者候補者として仮協定を締結します。（7 月下旬）

(8) 指定管理者指定の議決

指定管理者候補者を指定管理者とする指定及び指定管理業務による指定管理料について、議会に提案します。（8 月上旬）

なお、指定管理者の指定について、村議会で議決を得られなかった場合又は指定議決を受けた後、当該指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理ができなくなった場合や指定を取り消された場合は、

管理運営の準備に支出した費用について、村は補償いたしません。

(9) 本協定の締結

議会の議決後に、指定管理者と本協定を締結します。(8 月下旬)

I 応募に関する事項

1 応募者

(1) 応募資格

応募資格は、法人又はその他の団体（以下「団体」という。）で、個人での応募はできません。

(2) 応募者の制限

次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

① 当該団体の役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 暴力団（暴力団等による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員等

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により村における一般競争入札等の参加を制限されている団体

③ 当該団体の責めに帰すべき事由により村又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取消され、その取消しの日から 4 年を経過しない団体

④ 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者がある法人

⑥ 国税及び地方税を滞納しているもの

⑦ 暴力団

⑧ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体

2 応募書類

応募する団体は、次の書類を提出してください。また、村が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。なお、書類の規格は、原則として日本工業規格A列4判タテ、フォントサイズは12ポイント以上としてください。

(1) 申請書の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時 30 分まで
- ② 提出場所 真狩村住民課医療保険係
- ③ 提出方法 直接持参又は郵送

※郵送の場合、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期限までの必着を条件とします。

- ④ 提出部数 左綴じで製本のうえ、正本1部・副本（添付書類を含め複写したもの可）9部を提出してください。
- ⑤ 提出書類は、次のとおりとします。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

※使用する印鑑は、印鑑証明書と対応するものを使用してください。

イ 法人登記簿の謄本（法人の場合）

ウ 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

エ 代表者の身分証明書（非法人の場合）

オ 申請資格に関する申立書（様式第2号）

カ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）

キ 管理を行う公の施設の事業計画書、自主事業計画書、外部委託計画書（別記様式2-1、2-2、2-3）

ク 管理に係る収支計画書（別記様式3）

ケ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

コ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

サ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

シ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

ス 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又

はこれらに相当する書類

セ 印鑑証明書

※法人以外の団体の場合は、代表者の印鑑証明書を提出してください。

3 応募にあたっての留意事項

(1) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- ① 公募要項に定める手続を遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の記載をした場合

(2) 重複提出の禁止

応募1団体につき、提出は一とします。複数の提出はできません。

(3) 提出内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

(5) 応募の辞退

指定申請書を提出した後に辞退する際は、辞退届を提出してください（様式任意）

(6) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(7) 提出書類の取扱い・著作権

村が提示する設計図書の著作権は、村に帰属し、団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

なお、優先交渉権者の提案書は、仮協定締結後、個人情報について適正な取扱いをした上で村が公表できるものとします。

(8) その他

① 公募要項により定められた機会を除き、応募のために村から資料提供を行うことはありません。応募者は、村が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募してください。

② 村が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、検討の目的の範囲内であっても、村の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。ただし、次の情報についてはその対象ではありません。

ア 公となっている情報

イ 第三者が合法的に入手できる情報

J 選定に関する事項

1 選定基準

真狩村歯科診療所に係る指定管理者候補者の選定基準は、真狩村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 27 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 号から第 5 号までの規定に基づき以下のとおり定め、総合的な審査を実施して決定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 施設の性質又は目的に応じて定める基準は、次のとおりとする。
 - ① 地域の活性化や地域特性を考慮した運営が期待できること。
 - ② その他、(1) から (4) 以外に計画している具体的方策があること。

2 審査項目

真狩村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 16 号。以下「規則」という。）第 4 条に基づき選定する。

3 申請資格の審査

指定管理者指定申請書（様式第 1 号）及び添付書類により、「1 応募者(2) 応募者の制限」（7 ページ）及び次に掲げる各項目について応募資格を審査し、応募資格を有しない団体がある場合は、その旨を申込者に通知する。

4 選定方法

選定審査は、応募資格を有する団体を対象とし応募書類を総合的に判断し、真狩村指定管理者選定委員会において選定を行うものとする。
選定審査を公平かつ適正に行うため、委員に当該団体の役員等がいる場合は、選定審査から除外して行うものとする。

K 協定に関する事項

1 基本的な考え方

選定委員会の審査結果を基に決定した優先交渉権者との協議成立後に仮協定を締結し、指定管理者候補者とします。議会の議決後に指定管理者候補者を指定管理者として指定するとともに、基本協定を別途締結します。

2 協定の内容

(1) 基本協定書（案）は、N 資料 中（別紙 1） 真狩村歯科診療所の管理に関する協定書（案）のとおりです。

3 協定書の解釈に疑義が乗じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合には、村と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

L 事業計画書・報告書の作成等

1 事業計画の作成

指定管理者は、毎年度、次年度の事業計画書を作成し、村の指定する期日までに提出してください。事業計画書に記載する内容は、次のとおりとします。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

2 事業・業務報告書の作成

(1) 事業報告書

指定管理内の年度終了後、次に記載する内容を確認し、翌年の 4 月末までに提出してください。

- ① 管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料又は利用料金の収入の実績、管理業務に係る経費の収支状況、自主事業の実施状況、利用者満足度調査の結果及び分析、設備及び備品等の維持管理、その他村が指示する事項

3 立入検査

村は、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、立入検査を実施しすることがあります。立入検査の実施に当たって必要な事務手続について

ては、村と指定管理者双方の協議により決定します。

事業報告書等の検査により、状況を確認の結果、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかなときは、村は、指定管理者に対して業務の改善勧告を行うことがあります。

4 監査の実施

監査委員又は村が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務について監査を受けなければなりません。

5 指定期間満了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく真狩村歯科診療所の業務を遂行できるよう、誠意をもって引継ぎを行わなければなりません。

M 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定管理者としての管理運営が困難と認められる場合は、村は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

この場合、村に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、誠意を持って引継ぎを行わなければなりません。

(2) 不可抗力による場合

不可抗力、村又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理運営の継続が困難となった場合は、村と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議するものとします。

なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、村は指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止をすることができるものとします。

取消しの場合は、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、誠意を持って引継ぎを行わなければなりません。

(3) 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了又は指定が取り消された場合は、村の

指示に基づき、指定開始日を基準として施設を原状に復して引き渡さなければなりません。

ただし、現況施設が今後の利用に支障がないと村と指定管理者が協議して合意した場合は、この限りではありません。

N 資料

(別紙 1)

真狩村歯科診療所の管理に関する協定書（案）

真狩村（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、真狩村歯科診療所の管理に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、真狩村歯科診療所を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、真狩村歯科診療所の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間医療法人たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する歯科医療サービスの効果及び効率を向上させ、持って地域福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、真狩村歯科診療所の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(管理物件)

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）の内容は、別紙

- 1 のとおりとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第6条 真狩村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年真狩村条例第18号）第8条2（1）に規定する指定期間は、令和7年9月1日から令和10年3月31日とする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第7条 本業務の範囲は、真狩村歯科診療所設置及び管理に関する条例（平成17年条例第18号）第4条に規定する業務とする。

- 2 診療の契約、指定等は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法による指定医療機関

(業務実施条件)

第8条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第9条 乙は、本協定、条例、及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

(開業準備)

第10条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第11条 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及

び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理物件の改修等)

第12条 管理物件の修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第13条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害時の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(情報管理)

第14条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報保護条例（平成17年真狩村条例第11号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第15条 甲は、別紙3に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、別添「真狩村歯科診療所の備品等（I種）の更新に係る覚書」に基づき、乙との協議により、必要に応じて当該備品等を購入または調達

するものとする。

- 4 乙は、故意または過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

（乙による備品等の購入等）

第16条 乙は、任意により自己の費用で備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（業務計画書）

第17条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（業務報告書）

第18条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに本業務の実施状況に関する事項を記載した業務報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

第19条 甲は、業務報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理施設への立ち入ることができる。また、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況について説明を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件に満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び使用料、手数料並びに運営経費について

(指定管理料の取扱い)

第20条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払わないものとする。

2 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の変動、並びにその他のやむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることが出来るものとする。

3 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

4 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(使用料及び手数料の取扱い)

第21条 乙は、使用料及び手数料を当該乙の収入として、収受することができる。

(運営経費)

第22条 乙は、本業務実施に係る下記の費用を負担するものとする。

- (1) 本業務に従事する者の給与費等（本業務に従事する者は、乙が雇用するものとする。）
- (2) 診療に要する費用
- (3) 診療所の光熱費、水道料、通信費等
- (4) 備品の保守管理及び修繕等にかかる費用

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第23条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第24条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害を生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の

責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

(損害保険)

第25条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第26条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第27条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により填補された金額については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第29条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲の指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(管理物件の返還)

第30条 乙は、本協定の終了したとき、またはこの契約を解除されたときは、管理物件を現状有姿のまま甲に返還する。

(備品等の扱い)

第31条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品（Ⅰ種）については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 備品（Ⅱ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第32条 甲は、条例第8条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 乙が本協定内容を履行せず、またこれらに違反したとき

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき

(5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

- (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定.
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

- 第33条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
 - (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
 - (4) その他、乙が必要とみとめるとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

- 第34条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第35条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

- 第36条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、

本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第37条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第38条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、または本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年●月●日

甲 所在地 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地
 名 称 真 狩 村
 代表者 真狩村長 岩 原 清 一

乙 所在地 ●●●●
(指定管理者) 名 称 ●●●●
 代表者 ●●●●

仕 様 書（協定書第 8 条関係：業務実施条件）

1. 診療日及び診療時間について

- ① 診療日 月曜日～金曜日（日曜日、祝祭日は休診日）
- ② 診療時間 月・木曜日 9 時～13 時、15 時～19 時
 火・水・金曜日 9 時～13 時、14 時～18 時
- ③ 時間外診察 当日の受診者及び定期受診者については、対応する。

2. 訪問診療について

積極的に実施する。

3. 真狩村が行う保健事業について

村との業務委託契約を締結するなどし、実施する。

4. 住民の健康管理に関する啓蒙活動等について

村が実施する行事等に講師として、積極的に協力する。

(別紙 2)

管理物件

(1) 管理物件

所 在	虻田郡真狩村字真狩 3 5 番地
家屋番号	公共施設により不動産登記はしていない
種 類	公共施設
構 造	R C 2 階建
管理物件	交流プラザ建物内 1 階「真狩村歯科診療所 (●●●●)」
床 面 積	65. 71 m ²

(別紙 3)
管理物品

1) 備品等 (I 種) [医療機器関係]

番号	品 名	規格・形状等	数量	備 考
1	モリタ スペースライン	スピリットタイプ V	4	
2	モリタ ベラビュー	エポックス A-2	1	
3	モリタ バキュームモーター	EV-100	1	
4	オリオン エアードライアー		1	
5	モリタ デンタル X 線	マックス F1	1	
6	モリタ オペレーティング	スツール 93	4	
7	富士 自動現像器	FX 明室用	1	
8	タカラ 紫外線保管庫	UV-24	1	
9	モリタ キャビネット	卓上タイプ	1	
10	技研 石膏トラップ	丸型	1	
11	モリタ ルート ZX		1	
12	モリタ オペレール II		1	
13	モリタ バイブレーター	S	1	
14	モリタ アストロン α II	SAT-CZMO	1	
15	モリタ 技工用マイクロモーター	ハイパーテック	1	
16	ヨシダ エアーガン	キット II 型	1	
17	ヨシダ オートガスバーナー		1	
18	ナショナル ブローパイプ		1	
19	キクニ ライトピュアー	7000PRO	1	
20	セキムラ 笑気吸入鎮静器	M タイプポンベ付	1	
21	受付カウンター		1	

番号	品 名	規格・形状等	数量	備 考
22	カルテ棚上下		1	
23	自現器台		1	
24	鑄造台		1	
25	モービルキャビネット		4	
26	ユヤマ オートクレーブ (全自動高圧蒸気滅菌器)	YS-A-C107J	1	
27	パナソニック ジェット式器具 洗浄機	C9300	1	
28	東京技研 フリーアームアルテ オ-S	単体移動式	1	
29	ナカニシ コントラ	Ti-Max X25L	2	
30	ナカニシ ストレート	Ti-Max X65	2	
31	日立 コンプレッサー ベビコ ン	0.75P-9.5VSD5	1	
32	デントロニクス 歯科材料加温 器	みずいらず F&F -601 シリンジタイ プ	1	
33	ナカニシ エアースケーラー	Ti-Max S970MI ライト付	2	
34	ビバエースコンプリートセット		1	
35	モリタ タービン	タービン PAR-UEX-O DI	2	

備品等（Ⅰ種） [その他什器関係]

番号	品 名	規格・形状等	数量	備 考
1	北一 待合イス		1	
2	受付机		1	
3	吊ボードー		1	
4	収納棚		2	
5	オープン棚		1	
6	流し台		2	

番号	品名	規格・形状等	数量	備考
7	カウンター	W1600	1	
8	カウンター	W3300	1	
9	消毒流し台		1	
10	吊戸棚		1	

別添 真狩村歯科診療所の備品等（Ⅰ種）の更新に係る覚書

真狩村（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、「真狩村歯科診療所の管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）に示す備品等（Ⅰ種）の更新に係る覚書（以下「覚書」という。）を締結する。

（対象備品等）

第1条 この覚書の対象となる備品等は、協定書別紙3に示す備品等（Ⅰ種）とする。

（備品等の更新）

第2条 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて当該備品等を購入または調達するものとする。

2 備品等を更新する場合においては、乙は、当該備品等の更新に係る要望を甲に対し行うものとする。

3 甲は、診療所運営の収支状況等を勘案した上、その要望を審査し、予算の範囲内において備品等を購入するものとする。

4 甲が財政上の理由等から備品等の更新が困難となった場合は、乙の費用で備品等の更新を行うことができるものとする。

（甲による新規の備品等の購入等）

第3条 乙は、別紙3 備品等（Ⅰ種）以外の新規の備品等の購入または調達について、甲に要望する場合、あらかじめ事前に協議することとし、甲はその要望に対し、診療所運営の収支状況や購入の必要性などを総合的に勘案し、予算の範囲内で購入または調達を行うことができる。

ただし、甲の財政上の理由等から備品の購入等が困難な場合、次条における乙の行為を妨げるものではない。

（乙による備品等の購入等）

第4条 乙は、備品等（Ⅰ種）以外の物品について、任意により自己の費用で購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この覚書に疑義を生じたとき、またはこの覚書に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

○ 様式

1 様式第 1 号

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名 印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記の通り申請します。

記

1 施設の名称及び住所

施設の名称	
施設の所在地	

2 提出書類

- ☐ (1) 法人登記簿の謄本(法人の場合)
- ☐ (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ☐ (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- ☐ (4) 申請資格に関する申立書(様式第 2 号)
- ☐ (5) 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(様式第 2 号)
- ☐ (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
- ☐ (7) 管理に係る収支計画書
- ☐ (8) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
- ☐ (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
- ☐ (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)

- ☐ (11) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ☐ (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

--

4 施設見学希望の有無

有 ・ 無

2 様式第 2 号

様式第 2 号(第 4 条関係)

年 月 日

様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名 印

の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記のとおり申し立てます。

記

☐ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の(同項を準用する場合を含む。)の規定により本村における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

☐ 国税及び地方税の納税義務がない。
(理由)

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

3 別記様式第1

別記様式第1

年 月 日

公募要領等に関する質問書

所在地：

名称：

代表者氏名：

⑨

担当者名：

電話：

F A X：

Eメール：

質 問 項 目	質 問 内 容

※公募要領のページ数を付記してください。

4 別記様式第 2-1

別記様式第 2-1

事業計画書

(記載上の注意)

- ①用紙はA 4 版縦とします。必要に応じて図表を添付してください。
②欄が不足する場合は、別紙を追加してください。ページ数の制限はありません。

応募する施設名				
ふりがな 団体名				
代表者名				
団体の所在地等	〒			
	電話番号		F A X	
	Eメール			
設立年月日	年 月 日			
沿革				
資本金又は基本財産				
従業員数				
免許・登録等				
応募に係る担当者等	役職・氏名			
	電話番号		所 属	

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名 称	所 在 地	業 務 の 内 容	期 間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで

1 利用者の平等な利用の確保

(1) 施設の平等な利用の確保についての具体的な手法

(2) 利用者の苦情等への対応方法

(3) 利用者の意見・要望等の把握の方法

(4) その他利用者の平等な利用の確保に関すること

2 施設の効用の最大化

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な方法等（利用率向上策）

(2) 質の高いサービスの提供

ア 利用者へのサービス向上に向けた具体的な取組

イ 自主事業（利用者サービス向上に向けた申請団体の経費負担による事業）の提案

(ア) 自主事業の実施計画・・・別記様式 2-2 自主事業実施計画書のとおり

(イ) 自主事業による収益の使途についての考え方等

(3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携に向けた提案

(4) その他施設の効用の最大化に関すること

3 安定的管理に必要な人員等

(1) 管理組織（組織体系等を含む）、責任者の人選、人材確保の方法についての考え方

(2) 配置職員の職種・雇用形態・資格等

職種（職名）	雇用形態	月勤務日数	資格・業務経験等

※雇用形態欄には、正規、嘱託、臨時、パート、委託職員等の別を記載のこと。

(3) 時間帯別・雇用形態別の職員配置

時 間 帯	計	正規	嘱託	臨時	パート		
～	人	人	人	人	人	人	人
～	人	人	人	人	人	人	人
～	人	人	人	人	人	人	人
～	人	人	人	人	人	人	人

(4) 人材育成方針と職員研修（指定期間を通じて業務水準を向上させるための取組み）

(5) 業務開始に向けた準備計画等（組織体制の確保、職員研修計画、業務引継等円滑な管理をしていくための対応等）

4 管理経費の縮減

(1) 経費節減の具体的な方法等

(2) 外部委託の活用の方考え方等

ア 考え方

イ 外部委託の計画・・・別紙2 外部委託計画書のとおり

(3) 利用料金や自主事業による収入確保に対する考え方

(4) その他管理経費の縮減に関すること

5 管理運営の基本的な考え方

(1) 施設の管理運営方針（管理運営の基本的考え方及び特に重視する管理運営の視点等）

(2) 指定期間における具体的な達成目標（利用率や利用者の満足度等）

(3) その他管理運営の基本的な考え方に関すること（管理手法等でアピールしたいもの等）

6 安全管理等

(1) 利用者の安全対策及び事故防止に対する職員研修等の取組

(2) 緊急時の組織連絡体制の対応等

7 地域貢献等

(1) 再委託先における考え方

(2) 雇用や資材調達における考え方

5 別記様式第 2-2

別記様式第 2-2

自 主 事 業 計 画 書

※指定期間中に、施設を活用した自主事業計画があれば、年度ごとに区分して記載してください。

実施年度	内容・対象・利用者の負担等	時期・回数・定員等

6 別記様式第 2-3

別記様式第 2-3

外 部 委 託 計 画 書

※施設・設備等の維持管理業務の全部又は一部を外部委託する計画がある場合は、維持管理業務の内容ごとに区分して記載してください。

外部委託する業務	外部委託する理由

7 別記様式第3

別記様式第3

収 支 計 画 書

(単位：千円)

収入		R	R	R	R	R	計	備考	
収入項目	委託料								
	利用料金収入								
	その他								
収入合計									
支出		R	R	R	R	R	計	備考	
支出項目	人件費								
	需用費	消耗品費							
		光熱水費等							
		修繕費							
		その他							
		役務費							
	委託費								
		その他							
	支出合計								
特記事項									

※1 指定管理者の行う業務（委託料の対象となる業務）について、指定期間内における各年度の経費削減を前提とした収支計画を記載してください。記載欄が不足する場合には、別紙（様式任意）により記載してもかまいません。

※2 自主事業の経費を計上することはできませんが、その収益を収入に計上することは

できます。

- ※3 消費税及び地方消費税を含んだ額を記載してください。ただし、人件費に係る消費税及び地方消費税に相当する額については、消費税の項目に記載してください。
- ※4 光熱水費の電気料分については、毎年度契約締結をする基本料金等単価を用い算出します。

P 関連条例

○真狩村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(平成 17 年 12 月 22 日条例第 16 号)

改正 平成 18 年 10 月 2 日条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、真狩村の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定める。

(募集)

第 2 条 村長又は委員会(以下「村長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請受付期間(次条において「申請期間」という。)
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (8) その他村長が指定する事項

(申請)

第 3 条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に村長等に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有することを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他村長等が別に定める書類

(選定方法等)

第 4 条 村長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他村長等が別に定める事項
(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 村長等は、次の各号の一に該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
 - (2) 公募に対し応募者がいないとき。
 - (3) 指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
 - (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。
- 2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、村長等に第3条に規定する申請書(添付書類を含む。)を提出しなければならない。
- 3 村長等は、前2項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選考基準によるものとする。
- (選定結果の通知)

第6条 村長等は、第4条及び第5条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者又は候補者(以下「申請者等」という。)に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 村長等は、第4条及び第5条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 村長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
- (協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、村長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 利用料金に関する事項
 - (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
 - (5) 本村が支払うべき管理費用に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他村長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 村長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 村長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、村長等に提出しなければならない。ただし、年度途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他村長等が別に定める事項

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、公の施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該機関の満了後引続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は第10条の規定によりその指定を取消されたとき

は、速やかに、その管理しなくなった公の施設の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、村長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 14 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を破壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を村に賠償しなければならない。ただし、村長等が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(適用除外)

第 16 条 この条例の規定は、後志南部地区地域資源循環管理施設(土壌改良資材製造施設)の設置及び管理に関する条例(平成 18 年条例第 45 号)の規定に基づく施設の指定管理者の指定手続等に関する事項については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 2 日条例第 45 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○真狩村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(平成 17 年 12 月 27 日規則第 38 号)

改正 平成 20 年 8 月 15 日規則第 16 号 令和 3 年 3 月 31 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、真狩村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 村長又は委員会(以下「村長等」という。)は、条例第 2 条に規定する指定管理者の公募においては、真狩村役場掲示板への掲示又は広報誌への掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請ができる者は、団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本村における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取消された者
 - (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 2 その他申請資格に関して必要な事項は、村長等が別に定める。

(申請書等)

第 4 条 条例第 3 条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 様式第 1 号による申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 様式第 2 号による申請資格に関する申立書
 - オ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(様式第 2 号)
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書

- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を証明する書類
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

- (6) その他村長等が必要と認める書類
(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、真狩村公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

- 2 村長等は、条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定委員会の意見を聴くものとする。
(選定委員会の組織)

第6条 選定委員は、10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、副村長、総務課長、企画情報課長、住民課長、産業課長、産業課参事、建設課長、教育次長、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。
(委員長)

第7条 選定委員会に委員長を置き、委員長は副村長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。
(会議)

第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
(審議)

第9条 選定委員会は、真狩村の公の施設に係る指定管理者に応募した者について審議し、村長等に意見を述べるものとする。
(関係職員の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
(指定の通知)

第 11 条 条例第 7 条の第 1 項に規定する指定管理者の指定を行ったときは、速やかに指定された指定管理者に様式第 3 号により通知するものとする。

2 条例第 7 条第 2 項に規定する指定管理者の告示は、様式第 4 号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 15 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 7 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○真狩村歯科診療所設置及び管理に関する条例

真狩村歯科診療所設置条例（平成 13 年条例第 18 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地域住民に歯科医療を提供することを目的に真狩村歯科診療所を（以下「歯科診療所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 真狩村歯科診療所に改正予定

位置 虻田郡真狩村字真狩 35 番地

（指定管理者による管理）

第 3 条 歯科診療所の管理は、指定管理者（（地方自治法.昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人でなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）診療及び治療
- （2）診療指導及び各種疾病の予防指導
- （3）薬剤又は治療材料の投与及び支給
- （4）健康診断及び健康相談

（委任）

第 5 条 この条例は施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。